相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市北之庄町五三番地二、最後の住所奈良県奈良市北之庄町五三番地の二　若草マンション四一四号　被相続人　亡　久保田新司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日　奈良県奈良市登大路町五番地　修徳ビル一階　相続財産管理人　弁護士　嶋岡　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字牟礼一二九七番地二、最後の住所山口県防府市宮市町八番一〇号　三浦アパート　被相続人　亡　大田　克次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日　山口県防府市大字向島六二八番地　相続財産管理人　冨部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県仁多郡奥出雲町下横田五二〇番地、最後の住所山口市小郡金堀町九番一一号　被相続人　亡　松﨑　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日　山口市駅通り一丁目四番一〇号ひまわりビル三階　相続財産管理人　弁護士　作良　昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市赤石町四五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川添　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日　事務所高知県高知市新本町一丁目一番一六号三階　相続財産管理人　和田　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉郡筑前町久光二四七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　久保山　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日　福岡市中央区舞鶴三丁目六番一三一―一三〇五号　相続財産管理人　司法書士　木津圭太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県姶良郡隼人町住吉一五四五番地、最後の住所東京都板橋区以下不詳　被相続人　亡　池田八千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日　事務所鹿児島県霧島市溝辺町麓二六八六番地一　きりしま市民法律事務所　相続財産管理人　弁護士　青木　護

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご了承下さい。

平成二十七年三月十一日

一、墳墓等所在地　三重県桑名市西鍋屋町一六

一、墳墓等の名称　明圓寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　太田長藏、伊藤二郎、加藤甚三郎、左官專藏、坂枝藏、精心院釋智英大姉　山田金左エ門、森きぬ、杉浦かね、位田松三郎、たつゑ、慶一郎、野口半次郎、釋妙温信女　釋願暁信士、松井利男、釋浄錬、その他不詳五墓所

一、改葬を行おうとする者　三重県桑名市西鍋屋町一六　宗教法人明圓寺　代表役員　伊藤　誓英

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

平成二十七年三月十一日

一　墳墓等所在地　大阪府大阪市天王寺区城南寺町八―二六

一　墳墓等の名称　大善寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府大阪市天王寺区城南寺町八―二六　宗教法人大善寺　代表役員　山中　章裕

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年3月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社国際ツーリスト仙台　②第3種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第3―303号　④株式会社国際ツーリスト仙台　仙台市青葉区一番町二丁目3番10号　代表取締役　大久晃功　⑤本社営業所　仙台市青葉区一番町二丁目3番10号　⑥平成16年12月7日　⑨平成27年2月5日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫仙台市青葉区一番町二丁目3番10号　株式会社国際ツーリスト仙台　代表取締役　大久晃功

B　①有限会社MENTOR（MENTOR　TRAVEL）　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3―5552号　④有限会社MENTOR　東京都新宿区大久保2―2―11新宿太陽ビル6階　取締役　李東因　⑤本社営業所　東京都新宿区大久保2―2―11新宿太陽ビル6階　⑥平成17年1月13日　⑧平成27年1月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区大久保2―2―11新宿太陽ビル6階　有限会社MENTOR　取締役　李東因

B　①TOP　STAR　②第3種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第3―2567号　④オリエントスター株式会社　大阪市中央区日本橋1―8―8カネヨシビル1F　代表取締役　崔今花　⑤TOP　STAR　大阪市中央区日本橋1―8―8カネヨシビル1F　⑥平成22年8月9日　⑧平成27年2月6日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区日本橋1―8―8カネヨシビル1F　オリエントスター株式会社　代表取締役　崔今花